

広島県教育委員会規則第四号

広島県立特別支援学校学則及び広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

広島県教育委員会

委員長 平田 克明

広島県立特別支援学校学則及び広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則

(広島県立特別支援学校学則の一部改正)

第一条 広島県立特別支援学校学則(昭和三十一年広島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表広島県立広島南特別支援学校の項中

「		呉分校		聴覚障害		幼稚園部		
		高等部	中学部	小学部				
		普通科				三年	三年	六年
」		を		」				

「		呉分校		聴覚障害		幼稚園部		
		中学部	小学部					
		三年	六年			三年		
」		に改め、		同表広島県立尾道特別支援学				

校の項中		「		を		「		」		に改める。	
		高等部	普通科	三年		中学部		三年			

(広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部改正)

第二条 広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則(平成十五年広島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項を次のように改める。

5 次表の上欄に掲げる地域に保護者の住所が属する者は、同表の中欄に掲げる特別支援学校の当該下欄に掲げる分校に就学することができる。

地 域	校 名	分校名
東広島市(黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町を除く。)及び安芸郡(熊野町に限る。)	広島県立広島南特別支援学校	呉分校

第三条に次の一項を加える。

6 次表の上欄に掲げる地域に保護者の住所が属する者は、同表の下欄に掲げる特別支援学校に就学することができる。

地 域	校 名
尾道市（浦崎町、山波町、新 高山一丁目から三丁目まで、 高須町及び西藤町に限る。）	広島県立沼隈特別支援学校 （高等部に限る。）

別表広島県立広島南特別支援学校の項及び広島県立尾道特別支援学校の項中「幼稚部、
小学部、中学部については、「」を削る。

附 則

この教育委員会規則は、平成二十三年四月一日から施行する。